

寒河江市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	42,558	16,422,258	559,475	2,444,357	14.9	16.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

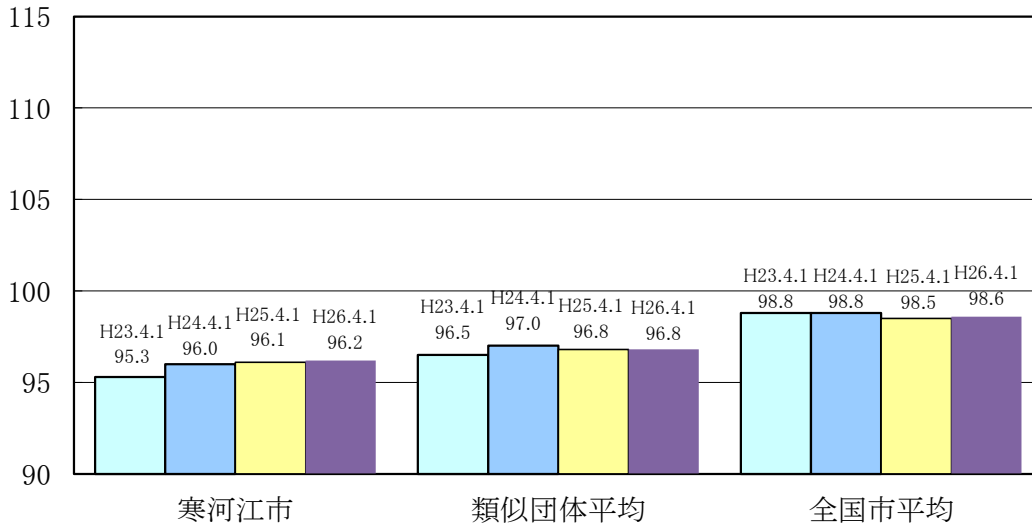
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	285	1,079,651	108,837	377,885	1,566,373	5,496	5,581

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)

を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、

③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

3年連続で上昇している理由

- ・給料表の改定をしていないので、引上率がないための増
 - ・職員構成(階層)変動による増
- 改善の見込み
- ・55歳超職員の昇給抑制について、今後、実施を検討していく。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

◆給料表の改定実施時期：平成27年4月1日
 ◆内容：行政職、技能労務職、医療職(二)、医療職(三)給料表について、見直しを実施。一般行政職給料表においては、平均見直し率0.2%、若年層については平均見直し率2.3%、高齢層については、▲1.6%
 ただし、激減緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準20%に対し、寒河江市においても20%を支給。
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年度は18%。

(参考)

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合 (H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	18%	20%	18%
寒河江市の支給割合	18%	20%	18%

※本市では、東京特別区のみ規定(派遣等によるもの)

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
寒河江市	42.3 歳	315,500 円	349,000 円	337,600 円
山形県	44.3 歳	347,000 円	432,900 円	373,600 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	43.0 歳	322,530 円	372,533 円	346,990 円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
寒河江市	45.8 歳	53 人	321,700 円	337,100 円	335,200 円
うち 学校給食員	47.5 歳	25 人	330,900 円	340,900 円	338,400 円
うち 用務員	42.0 歳	13 人	302,000 円	325,300 円	326,800 円
うち 自動車運転手	45.9 歳	4 人	325,200 円	354,600 円	344,900 円
山形県	46.4 歳	535 人	333,000 円	371,600 円	352,700 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円
類似団体	50.1 歳	20 人	304,885 円	326,598 円	316,352 円

民間			参考
対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
—	—	—	—
調理師	41.8 歳	209,900 円	1.62
用務員	54.3 歳	199,300 円	1.63
自家用乗用自動車運転手	50.8 歳	193,800 円	1.83
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
寒河江市	—	—	—
うち 学校給食員	5,363,300 円	2,821,400 円	1.90
うち 用務員	5,146,600 円	2,747,000 円	1.87
うち 自動車運転手	5,565,400 円	2,614,100 円	2.13

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況26年4月1日現在

区分		寒河江市	山形県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,300 円	135,600 円	137,200 円
	中学卒	— 円	125,400 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

区分		経験年数 10年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満	経験年数 30年以上
一般行政職	大学卒	310,500 円	349,500 円	376,700 円	406,800 円
	高校卒	266,000 円	316,700 円	344,200 円	399,000 円
技能労務職	高校卒	254,300 円	312,800 円	325,500 円	366,100 円
	中学卒	— 円	— 円	315,500 円	391,100 円

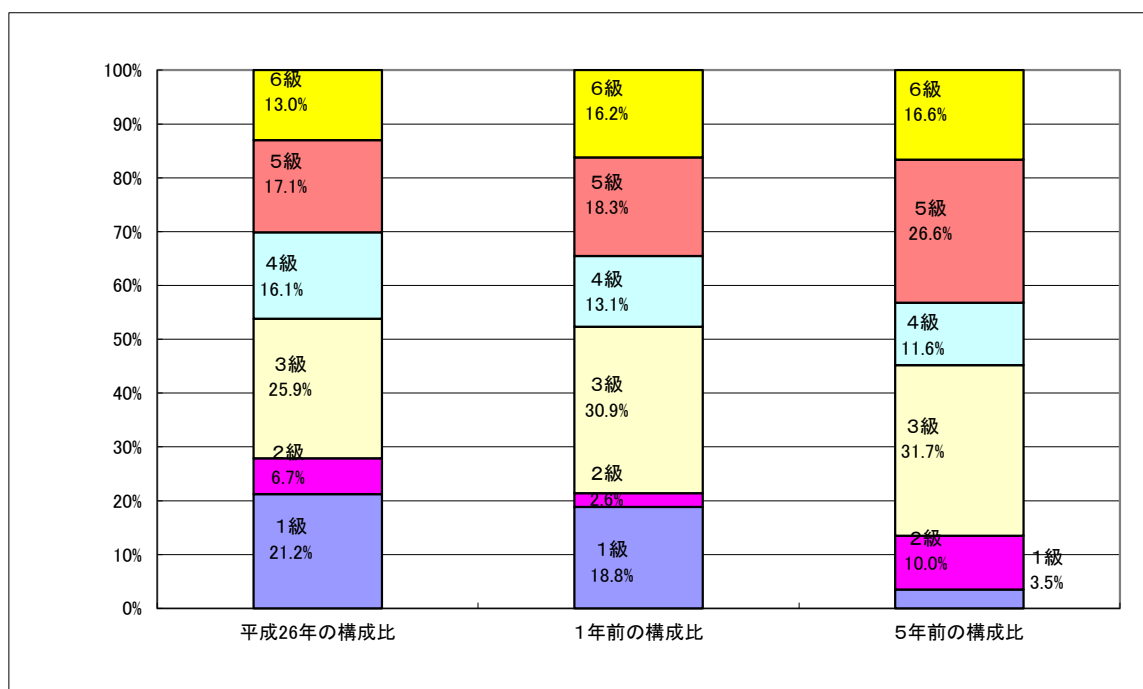
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	41人	21.2%	135,600円	243,700円
2級	主事・技師	13人	6.7%	185,800円	309,200円
3級	係長・主任	50人	25.9%	222,900円	356,400円
4級	主査・係長	31人	16.1%	261,900円	390,100円
5級	課長補佐・主査	33人	17.1%	289,200円	402,500円
6級	課長	25人	13.0%	320,600円	424,600円

(注)1 寒河江市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年4月1日に給与構造改革を実施し、以降毎年1月1日に昇給を行っています。勤務成績に応じ4号給(平成22年度までは、1号給の抑制)を標準として昇給させています。今後人事評価制度の昇給への反映について検討していきます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

寒 河 江 市	山 形 県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,319 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,526 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.20 月分 (1.40)月分 (0.60)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.20 月分 (1.40)月分 (0.60)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

<p>6月1日及び12月1日を基準日とし、それぞれ基準日に在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における勤務実績により、勤勉手当を支給しています。 今後人事評価制度の成績率への反映について検討していきます。</p>

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

寒 河 江 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	30.82 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	6,458 千円	23,856 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		792 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		792 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	1 人 18 %
地域手当補正後ラスパイレース指数		96.2
(ラスパイレース指数)		(96.2)

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出

(4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	87,759 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	1,070,226 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	18.6 %		
手当の種類(手当数)	7 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫業務手当	右記業務に従事した職員	感染症患者若しくは疑いのある患者を救護したとき又は感染症の病原体に汚染された物件若しくは疑いのある物件の処理作業に従事したとき	日額 300円
行旅病人又は行旅死亡人の取扱手当	右記業務に従事した職員	行旅病人又は行旅死亡人の取扱事件が発生し、その取扱作業に従事したとき	行旅病人 1件 1,500円 行旅死亡人 1件 2,500円
研修手当	病院に勤務する医師	医師業務	給料月額 \times 10/100に相当する額に20万円以内の額を加算した額
医務手当	病院に勤務する医師	医師業務	57万円以下
夜間看護手当	右記業務に従事した病院に勤務する看護師、准看護師等	勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等に従事したとき	1回 2,000～3,300円
緊急業務手当	病院に勤務する看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師	正規の勤務時間以外に、救急患者等に対応するため呼出を受け、緊急の業務に従事したとき	1回 1,500円
除雪作業手当	右記業務に従事した自動車運転手	特殊自動車を運転し、午後5時から翌日の午前6時までの間に除雪作業に従事したとき	日額 300円

(注)18年度より、手当数を削減。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	62,784 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	164 千円
支給実績(24年度決算)	59,618 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	132 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外1人につき月額6,500円(配偶者がいない場合1人目11,000円) ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		38,303 千円	227,993 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員 ・借家 限度額 月額27,000円	同じ		14,176 千円	283,516 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員 ・交通機関利用者 運賃等相当額(1箇所あたり最高55,000円) ・交通用具使用者 通勤距離区分に応じた定額(月額最高24,500円)	異なる	交通用具使用者の距離区分	17,857 千円	56,509 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 ・基礎額(23,000円) + 距離区分に応じた加算額(月額最高45,000円)	同じ		420 千円	420,000 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法	8,637 千円	176,247 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員 ・支給区分に応じた定額(1回当たり最高医師20,000円)	同じ		19,885 千円	94,241 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給(月額) ・課長等 41,600円 ・院長 110,100円 ・副院長 77,100円 ・診療部長 61,700円 ・診療主幹 41,600円 ・総看護師長 43,300円	同じ (独自に50%削減)		12,003 千円	279,137 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合 ・勤務1回につき4,000円	同じ		12 千円	3,000 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員(11月～翌年3月までの間に限る) ・世帯区分に応じた定額(月額最高17,800円)	同じ		24,506 千円	57,796 円

災害派遣手当	災害の際に他団体等から派遣された職員 ・日数区分に応じた定額(日額最高6,620円)	—		0 千円	0 円
--------	---	---	--	------	-----

5 特別職の報酬等の状況(26年4月1日現在)

区 分		給料月額等			
給 料	市 長	644,000 円 (920,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 市 長	604,650 円 (695,000 円)	1,010,000 円/	389,500 円	
報 酬	議 長	435,000 円 (- 円)	500,000 円/	274,000 円	
	副 議 長	385,000 円 (- 円)	450,000 円/	234,000 円	
	議 員	360,000 円 (- 円)	420,000 円/	220,000 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(25年度支給割合) 2.850 月分 (加算措置の状況) 給料月額に40%を加算する			
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 2.850 月分 (加算措置の状況) 報酬月額に40%を加算する			
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 644,000円×在職月数×0.567	(1期の手当額) 17,527,104円	(支給時期) 在職中通算と任期毎からの選択制	
	副 市 長	604,650円×在職月数×0.331	9,606,679円	在職中通算と任期毎からの選択制	
	備 考				
そ の 他	市 長 副 市 長	通勤手当及び寒冷地手当について、一般職の職員に準じて支給			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

※常勤特別職の給料月額を減額しています。

市長 30% 副市長 13% 教育長 10% 監査委員 9%

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)

勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

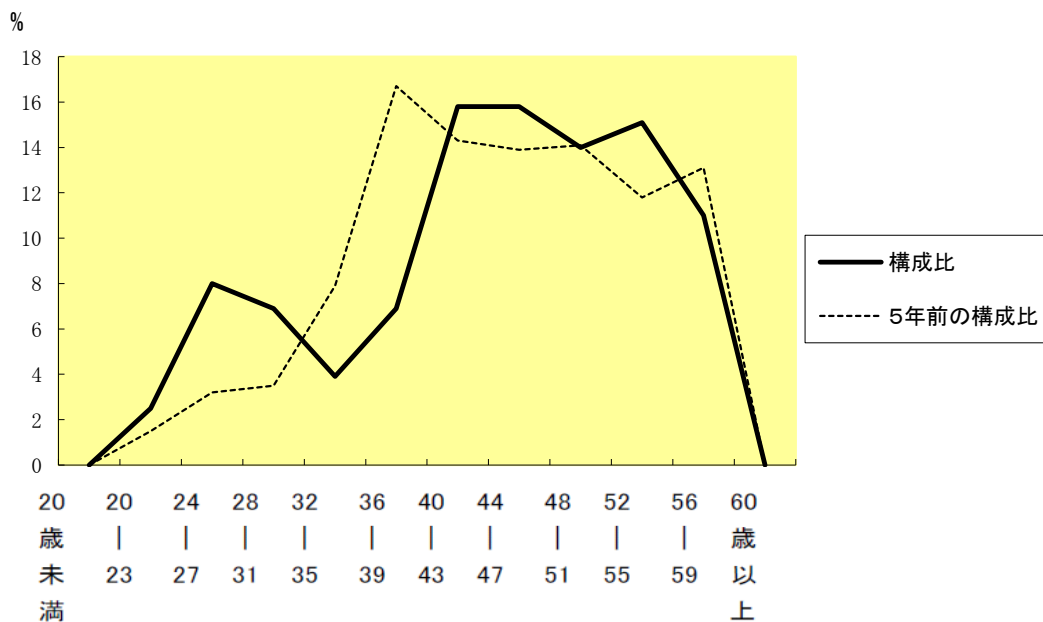
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5		事務事業増、再任用短時間職員配置 再任用短時間職員配置 事務事業等廃業縮小 保育所指定管理化等 業務増、再任用退職分を正職員で配置
		総務	59	60	1	
		税務	22	21	△1	
		農水	17	17		
		商工	17	16	△1	
		土木	18	18		
		民生	63	62	△1	
		衛生	16	17	1	
	計	217	216	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 50.75 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 69.15 人)	
	教育部門	73	73			
消防部門	-	-				
小計	290	289	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.91 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 91.64 人)		
公営企業会計等部門	病院	117	115	△2	欠員不補充 再任用退職分を正職員で配置 欠員不補充	
	水道	13	13			
	下水道	9	10	1		
	その他	12	10	△2		
小計	151	148	△3			
合計	441	437	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 102.68 人		
		[560]	[560]	[0]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	0	11	35	30	17	30	69	69	61	66	48	0	436

(3)職員数の推移

(単位 : 人 ・ %)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	225	224	224	222	217	216	▲9 (▲4.0%)
教育	73	70	77	77	73	73	0 (0%)
消防							
普通会計	298	294	301	299	290	289	▲9 (▲3.0%)
公営企業等会計	170	165	155	154	151	148	▲22 (▲12.9%)
総合計	468	459	456	453	441	437	▲31 (▲6.6%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 897,690	千円 129,653	千円 77,972	% 8.7	% 9.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 13	千円 51,575	千円 7,619	千円 18,778	千円 77,972	千円 5,998	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

①職員手当のうち管理職手当を50%減額しています。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
寒河江市(水道事業)	43.3 歳	338,288 円	458,621 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事業者	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

寒河江市(水道事業)		寒河江市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,444 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,319 千円	
(25年度支給割合)	(25年度支給割合)	(25年度支給割合)	
期末手当 2.55 月分 (1.40)月分	勤勉手当 1.20 月分 (0.60)月分	期末手当 2.55 月分 (1.40)月分	勤勉手当 1.20 月分 (0.60)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(26年4月1日現在)

寒河江市(水道事業)			寒河江市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	6,458 千円	23,856 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

エ 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		-		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		-		%
手当の種類(手当数)		-		種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
-	-	-	-	

(注)18年度より手当を廃止。

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	2,760 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	251 千円
支給実績(24年度決算)	1,827 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	141 千円

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ

年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給 ・所長 41,600円	同じ (50%削減)		492 千円	245,856 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に新たに採用された職員(月額最高2,500円)			0 千円	0 円
扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外1人につき月額6,500円(配偶者がいない場合1人目11,000円) ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		2,337 千円	212,455 円

住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員 ・借家 限度額 月額27,000円	同じ		324 千円	324,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員 ・交通機関利用者 運賃等相当額(1箇所あたり最高55,000円) ・交通用具使用者 通勤距離区分に応じた定額(月額最高24,500円)	同じ		467 千円	46,680 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 ・基礎額(23,000円)＋距離区分に応じた加算額(最高45,000円)(月額)	同じ		276 千円	276,000 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員(11月～翌年3月までの間に限る) ・世帯区分に応じた定額(月額最高17,800円)	同じ		964 千円	80,300 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員 ・支給区分に応じた定額(1回当たり4,200円)	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき4,000円	同じ		48 千円	24,000 円
災害派遣手当	災害の際に他団体等から派遣された職員 ・日数区分に応じた定額(日額最高6,620円)	同じ		0 千円	0 円